

報告第15号

専決処分の報告について《物損事故（弥栄町溝谷 R6.4.19）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年7月11日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第15号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月2日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市弥栄町溝谷地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和6年4月19日、市長公室職員が環境整備のため、京丹後市役所弥栄庁舎駐車場及び隣接里道の草刈り作業を行っていた際、草刈り機により飛び石が生じ、隣接の店舗駐車場に駐車していた自動車のリアガラスに当たり損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 324,247円

3 損害賠償の相手方 京丹後市峰山町在住 個人